（記録する事項）

**第五条の十の八**　第五条の六の五の規定は、法第九条の三の三第四項において準用する法第九条の三第七項の環境省令で定める事項について準用する。この場合において、第五条の六の五中「第四条の七各号」とあるのは「第四条の七各号（第四号及び第五号に係る部分を除く。）」と読み替えるものとする。

（事前届出を要しない非常災害廃棄物の処分の委託を受けた者の設置に係る一般廃棄物処理施設に係る軽微な変更）

**第五条の十の九**　第五条の七の規定は、法第九条の三の三第四項において読み替えて準用する法第九条の三第八項の環境省令で定める軽微な変更について準用する。この場合において、第五条の七中「第五条の二の」とあるのは「第五条の二（第三号ホに係る部分を除く。）の」と、「法第九条の三第一項」とあるのは「法第九条の三の三第一項」と、「法第九条の三第八項」とあるのは「法第九条の三の三第四項において読み替えて準用する法第九条の三第八項」と読み替えるものとする。

（非常災害廃棄物の処分の委託を受けた者の設置に係る一般廃棄物処理施設の変更の届出）

**第五条の十の十**　第五条の八（第二項第三号に係る部分を除く。）の規定は、法第九条の三の三第四項において読み替えて準用する法第九条の三第八項の規定による変更の届出について準用する。この場合において、第五条の八第一項第一号中「名称及び代表者の氏名」とあるのは「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名」と、同条第二項中「ものとする。」とあるのは「ものとする。ただし、第一号に掲げる書類は、法第九条の三の三第一項に規定する場合には、添付することを要しない。」と読み替えるものとする。

（届出を要する非常災害廃棄物の処分の委託を受けた者の設置に係る一般廃棄物処理施設の変更）

**第五条の十の十一**　第五条の四（第三号に係る部分を除く。）の規定は、法第九条の三の三第四項において準用する法第九条第三項の規定による環境省令で定める事項について準用する。

（非常災害廃棄物の処分の委託を受けた者の設置に係る一般廃棄物処理施設に係る軽微な変更等の届出）

**第五条の十の十二**　第五条の九の二の規定は、法第九条の三の三第四項において準用する法第九条第三項の規定による届出について準用する。この場合において、第五条の九の二第一項第一号中「名称及び代表者の氏名」とあるのは「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名」と、同項第六号中「第五条の二」とあるのは「第五条の二（第三号ホに係る部分を除く。）」と、「前条」とあるのは「第五条の十の十一」と、「第六号」とあるのは「第三号」と読み替えるものとする。

（特別管理一般廃棄物である非常災害廃棄物の処分の委託を受けた者の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置の届出）

**第五条の十の十三**　第三条の二の規定は、法第九条の三の三第二項に規定する調査の結果を記載した書類について準用する。

2　法第九条の三の三第二項の規定による届出は、同項に規定するもののほか、次に掲げる書類及び図面を添付して行うものとする。

一　当該一般廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書

二　当該一般廃棄物処理施設の処理工程図

三　当該一般廃棄物処理施設の付近の見取図

（記録する事項）

**第五条の十の八**　第五条の六の五の規定は、法第九条の三の三第三項において準用する法第九条の三第七項の環境省令で定める事項について準用する。この場合において、第五条の六の五中「第四条の七各号」とあるのは「第四条の七各号（第四号及び第五号に係る部分を除く。）」と読み替えるものとする。

（事前届出を要しない非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者の設置に係る一般廃棄物処理施設に係る軽微な変更）

**第五条の十の九**　第五条の七の規定は、法第九条の三の三第三項において読み替えて準用する法第九条の三第八項の環境省令で定める軽微な変更について準用する。この場合において、第五条の七中「第五条の二の」とあるのは「第五条の二（第三号ホに係る部分を除く。）の」と、「法第九条の三第一項」とあるのは「法第九条の三の三第一項」と、「法第九条の三第八項」とあるのは「法第九条の三の三第三項において読み替えて準用する法第九条の三第八項」と読み替えるものとする。

（非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者の設置に係る一般廃棄物処理施設の変更の届出）

**第五条の十の十**　第五条の八（第二項第三号に係る部分を除く。）の規定は、法第九条の三の三第三項において読み替えて準用する法第九条の三第八項の規定による変更の届出について準用する。この場合において、第五条の八第一項第一号中「名称及び代表者の氏名」とあるのは「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名」と読み替えるものとする。

（届出を要する非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者の設置に係る一般廃棄物処理施設の変更）

**第五条の十の十一**　第五条の四（第三号に係る部分を除く。）の規定は、法第九条の三の三第三項の規定により準用する法第九条第三項の規定による環境省令で定める事項について準用する。

（非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者の設置に係る一般廃棄物処理施設に係る軽微な変更等の届出）

**第五条の十の十二**　第五条の九の二の規定は、法第九条の三の三第三項において準用する法第九条第三項の規定による届出について準用する。この場合において、第五条の九の二第一項第一号中「名称及び代表者の氏名」とあるのは「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名」と、同項第六号中「第五条の二」とあるのは「第五条の二（第三号ホに係る部分を除く。）」と、「前条」とあるのは「第五条の十の十一」と、「第六号」とあるのは「第三号」と読み替えるものとする。

（新設）